## 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

□ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全対策、褥瘡対策及び栄養管理体制について、「基本診療料の施設基準等」の第四の基準に適合していること。 (適合する場合は、□に「レ」を記入すること。)

該当		今 回 <i>0</i> .	届出	届出区分	病棟数	病床数	入院	患者数	平均在院日数
ات 0	入院基本料等	病棟数	病床数				届出時	1日平均 入院患者数	
	総病床数								
	一般病棟入院基本料								
	一般病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	一般病棟入院基本料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	一般病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	療養病棟入院基本料								
	療養病棟入院基本料								
	(注11に係る届出)								
	療養病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	結核病棟入院基本料								
	結核病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(特別入院基本料)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(重症患者割合特別入院基本料)								
	精神病棟入院基本料								
	精神病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	精神病棟入院基本料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	精神病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	特定機能病院入院基本料								
	一般病棟								
	結 核 病 棟								
	精 神 病 棟								
	専門 病 院 入 院 基 本 料								

障害者施設等入院基本	<b>本料</b>					
障害者施設等入院基本	本 料					
(月平均夜勤時間超)	過減算)					
救命救急入院料						
特定集中治療室管理料	4					
ハイケアユニット入園	完 医 療 管 理 料					
脳卒中ケアュニット入院医	療管理料					
小児特定集中治療室管	き 理 料					
新生児特定集中治療	室管理料					
総合周産期特定集中	母体・胎児		<u> </u>		 	
治療室管理料	新生児					
新生児治療回復室入院	完 医 療 管 理 料					
一類感染症患者入院區	医療管理料					
特殊疾患入院医療管理	里料 (再掲)					
小児入院医療管理料	(5は再掲)					
回復期リハヒ゛リテーション系	<b>夷棟入院料</b>					
地域包括ケア病棟入	病棟入院料					
院 料	病棟入院料(注					
	9に係る届出)					
	入院医療管理料					
特殊疾患病棟入院料						
緩和ケア病棟入院料						
精神科救急入院料						
精神科急性期治療病						
精神科救急・合併症入院料						
児童・思春期精神科入院医療管理料						
精神療養病棟入院料						
認知症治療病棟入院料						
特定一般病棟入院料						
地域移行機能強化病棟入院料						
特 定 機 能 病 院 リハビリテーション病 棟 入 院 料						

% 1 日平均入院患者数の算出期間 年 月 日  $\sim$  年 月 日 % 平均在院日数の算出期間 年 月 日  $\sim$  年 月 日

※1つの特定入院料について、複数の届出を行う場合には、全て別に記載すること。

## [記載上の注意]

- 1 今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に〇を記入すること。
- 2 病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。
- 3 「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	·	区分等
一般病棟入院基本料		急 1 , 急 2 , 急 3 , 急 4 , 急 5 , 急 6 ,
		地 1 , 地 2 , 地 3
療養病棟入院基本料		1, 2
結核病棟入院基本料		7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1 , 18 対 1 , 20 対
		1
精神病棟入院基本料		10対 1, 13対 1, 15対 1, 18対 1, 20対 1
特定機能病院入院基本料		
	一般病棟	7 対 1 , 10 対 1 ,
	結核病棟	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1
	精神病棟	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1
専門病院入院基本料	·	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1
障害者施設等入院基本料		7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1

4 特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

に 戦 う ること。
1, 2, 3, 4
1, 2, 3, 4
1, 2
1, 2
1, 2, 3, 4, 5
1, 2, 3, 4, 5
1, 2, 3, 4
1, 2, 3, 4
1, 2
1, 2
1, 2
1, 2
1, 2
1, 2

5 栄養管理体制に関する基準(常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること)を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき 40 点減算される対象の保険医療機関である。

- 6 療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあっては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、 又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一の患者」の割合が分かる資料として様式6の2を添付すること。
- 7 「1日平均入院患者数」は、直近1年間の数値を用いて、別添2の第2の4に基づき 算出すること。
- 8 「平均在院日数の算定期間」は、直近3か月間の数値を用いて、別添2の第2の3に 基づき算出すること。